



平成27年10月5日

マイナンバー制度スタート

平成27年10月以降、住民票のある住所地に皆さんのマイナンバー（12桁の個人番号）をお知らせする通知カードが送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない（次に該当する）人は、期限内に実際の居所情報（送付先）登録の申請が必要です。

1. 申請が必要な人

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している人
 - ・ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で、住民票を残して別の場所に住んでいる人
 - ・医療機関や施設等に入院・入所中で、住所地に誰も居住していない一人暮らしの人
 - ・その他やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない人
- ※申請が認められた場合は、登録された居所宛てにマイナンバーの通知カードが送付されます。

2. 申請期限

平成27年9月25日（金）

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）。ただし木曜日は午後7時まで。

3. 申請方法

居所情報登録申請書に必要事項を記入のうえ、下記の必要書類（*）を添付して鞍手町役場税務住民課住民係窓口にて提出してください。郵送の場合は9月25日（金）必着です。居所情報登録申請書は、役場窓口で配布するほか総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/）からダウンロードすることもできます。

* 必要書類

- ①対象者の本人確認書類のコピー（運転免許証など）
- ②申請する居所に居住していることを証明する書類（公共料金の領収書など）
- ③代理権を証明する書類（委任状など）
- ④代理人の本人確認書類（運転免許証など）

※③④は代理人が申請する場合にのみ必要となります

不備があったり、期限を過ぎたりすると登録ができませんので、お早めにご提出ください。（メールでの受付はできません）

4. 申請・問い合わせ

〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地
鞍手町役場税務住民課住民係 ☎ 42-2111（内線231・232）まで

* マイナンバー制度に関するお問い合わせは…

コールセンター（全国ナビダイヤル） ☎ 0570-20-0178（午前9時30分から午後5時30分まで。土・日・祝日・年末年始は除く。通話料がかかります）